

議 事 録 抄 本

令和 6 年 10月

福崎町農業委員会

令和6年10月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 10月25日 (金) 11:00～

場 所 : サルビア会館 2階 講義室

【出席者】・・・16名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	-	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	-	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、豊國、和田

【欠席者】 3番 前田 泰良、8番 植岡 洋子

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
5番 古田 基晴	13番 大野 通利

【署名人】

9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
----------	----------

<案件>

議案第26号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 2件

議案第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理) 1件

議案第29号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
(委員会受理) 1件

議案第30号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（改正附則第5条第1項による経過措置）	（利用権の設定）	8件
報告第1号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について		1件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について		23件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		5件

（議長） 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会10月定例会を開催します。

本日は前田委員・植岡委員より欠席の連絡がありました。農業委員定数12人中10人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

（一同） <異議なし>

（議長） 異議なしということで、

9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
----------	----------

委員をお願いします。議案第26号から議案第30号に至る5議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第26号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第26号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
（委員会証明）

（事務局） 6番：資料1ページをご覧ください。願出地は、福崎南ICから東に約450m位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成11年5月の航空写真により駐車場・一部道路となっていると判断しています。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしている

ものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 26 号 1 件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(古田委員) 6 番：現地では、周囲は道路に面しており農地として使われていないことを確認しました。
現地調査班では、問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 26 号 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 26 号 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 26 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 26 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1 件について、原案の通り証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 13 番：資料 2 ページをご覧ください。申請地は、ドラッグストア コスモスから南西に約 500m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の■■■■は以前から農業に興味がありました。この度、退職を機に農業をするため農地を探していたところ、自宅の隣接農地を所有している■■■■と話がまとまり申請が出てきております。取得後は野菜を栽培される予定です。周辺は宅地に囲まれ

ており、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 27 号 13 番について、現地調査済ですので報告願います。

(古田委員) 13 番：現地では、草も刈られよく管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 27 号 13 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 27 号 13 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 27 号 13 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 9：反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 13 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 27 号 14 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 14 番：資料 3・4 ページをご覧ください。申請地は、月見橋から南東約 100m に位置しています。住宅地図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]は農地付きの古民家を購入し 2024 年 3 月に福崎町へ移住されました。町内で喫茶店を開業し、そこで自作の果物・野菜を提供したいと考え今回申請が出てきております。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 27 号 14 番について、現地調査済ですので報告願います。

(古田委員) 14 番：現地では、[]・[]については草が刈られていて []は草が

刈られていませんでした。■■■■■については写真の範囲ではなく、電柱がありそこから柵までのスペースです。現地はのり面になっていますが果樹等を育てるには利用できることを確認しました。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 27 号 14 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 27 号 14 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 27 号 14 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 14 番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所有権移転届出について、事務局から説明をお願いします。

議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理)

(事務局) 1 番：資料 5 ページをご覧ください。申請地は、井ノ口のセブンイレブンから東に約 100m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。この申請は売買により貸露天駐車場へ転用するものです。転用後はセブンイレブンの近くに店舗を持つ、■■■■■へ貸し出す計画案が出てきております。地元代表の区長や水利管理者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条届出の受理要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 28 号 1 件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(古田委員) 1番：現地は、高台にあり道路と宅地に囲まれています。草が生え管理されていないことを確認しました。

現地調査班では、転用することには問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第28号 1件について質疑はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第28号 1件について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第28号 1件について、賛成の方は挙手願います。

〈全員挙手〉

〔賛成9：反対0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出 1件について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第29号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について、事務局から説明をお願いします。

議案第29号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(委員会受理)

(事務局) 1番：資料6ページをご覧ください。申請地は、八千種小学校から南に約500mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この届出は、自己所有地の一部を農業用施設用地として転用するものです。所有者の[]は現在2.7haほど耕作されており、今回規模の拡大に伴い160㎡の育苗プールを増設するため届出されております。

自己所有農地を農業用施設のために転用する際、転用する面積が200㎡未満であれば、農地法第4条の許可不要となります。周辺の農地への支障もないことから、届出の受理要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第29号 1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願

います。

(古田委員) 1番:現地では、道路脇の農地でよく管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題ないと判断しています。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第29号 1件について質疑はありませんか。山口委員どうぞ。

(山口委員) これ、位置付け的には何になるんですか。田ですか。

(事務局) 田です。

(山口委員) ハウスと同じような考え方になるんですね。

(事務局) そうです。分筆した場合、地目の変更は可能になるのですが今回、分筆をせず一部のみの転用となるので登記地目は田のままです。

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。議案第29号 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。議案第29号 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第29号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届 1件については、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第30号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

議案第30号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（改正附則第5条第1項による経過措置） （利用権の設定）

(事務局) 資料7～9ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。田24,392㎡、8件です。以上です。

(議 長) 議案第 30 号について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 山口委員 退席 >

(議 長) 議案第 30 号 8 件について質疑はありませんか。

< なし >

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 30 号 8 件について、討論はありませんか。

< なし >

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 30 号 8 件について、賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 > [賛成 8 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 30 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第 5 条第 1 項による経過措置）8 件について、原案の内容で決定することといたします。

< 山口委員 着席 >

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

資料 10 ページをお開きください。伴う公共工事の一時転用届出がでています。

報告第 2 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 11～13 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 23 件でたことを報告します。

報告第 3 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

資料 14 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 3 件、耕作面積証明を 2 件、計 5 件を発行したことを報告しま

す。

報告は以上となります。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

< な し >

< 1 1 : 2 5 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・11 月 19 日 (火) 15:00～
場所：役場 2 階 大会議室

署 名 人	
署 名 人	